

平成21年6月12日

江差町議会議長 打越 東 亜 夫 様

社会文教常任委員会

委員長 小笠原



委員会調査報告について

本委員会に付託の調査事件について、会議規則第78条の規定により下記のとおり報告いたします。

記

1 調査事件

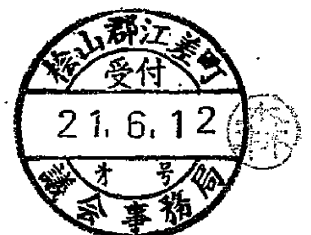
平成20年第4回定例会

発議第6号 防災計画と施設整備に関する事務調査

2 調査の経緯と結果

本委員会は、1月9日、2月6日、4月7日、5月19日及び6月12日の5日間の会議を開催し、資料を基に担当職員の説明を求め、防災計画策定にあたっての考え方、策定の進捗状況、並びに、町内における災害時の避難場所・土砂災害箇所等についても説明を受けるとともに現場における当面する課題等について意見交換会を実施した。

これら調査結果について、別紙のとおり意見を付して報告する。



意見

近年、全国各地において異状気象による大災害が幾度となく発生し、その恐ろしさや市民生活の混乱など、目の当りにしているところである。

江差町においても、平成7年から4年間連続して集中豪雨に見まわれ、河川の氾濫、地滑り、家屋への浸水、田畑への冠水、断水など大きな被害を受けたことは記憶に新しいところですし、最近においては、温暖化の影響といわれる「ゲリラ豪雨」や「竜巻の発生」、また、生活の生命線である国道が越波による通行止めなど、かつて経験したことのない大きな災害を数多く経験している。

当町の地理的な条件からするとこれらの災害は決して例外ではなく、常にあり得るといふ危機認識を強く持ち、関係機関との綿密な連携をはじめ、緊急時には速やかに適切な対応ができるよう日頃から町民と一体となった避難訓練の実施や防災体制の確立に向けた取り組みをしておくことが極めて重要である。

特に、現在策定作業が進められている防災計画については、今後の防災対策の重要な位置付けとなるものであることから、関係機関への要請行動等に活用することも意識し、中・長期的な取組みも示し、施設整備などの予防対策と災害時には迅速・的確に対処できる防災対策の確立に向け、下記の内容について検討をすべきである。

記

1. 防災計画の策定については、成案となる前に議会の全委員協議会等において説明・質疑を受ける機会を設定すること。
2. 大規模災害における避難路、迂回路の確保についても関係官庁に要請していることは理解するも、防災計画においても位置付けを明確にし、要請活動等に活かす方策とすべきである。
3. 防災計画及び防災に関する「お知らせ」など、町民に対する周知については、誰でも理解し易い内容に配慮するとともに高齢者等に対する周知方法についても検討をすること。
4. 旧江差南高校グラウンドは、避難所として最適の場所と考えられるが、この施設を避難所として恒常的に利用できるよう、北海道に申し入れること。
5. 地域住民が避難場所の名称等で避難先を間違ふ様なことのないように、名称等については地域住民の意見を聴きながら決めること。
6. 災害時等における各担当課の役割を踏まえ、防災における指揮・命令系統を現状に即した組織・指揮系統に見直すこと。